

令和 7 年度温泉資源保護ガイドライン検討会 設置要綱

(目的)

第 1 条 平成 21 年 3 月に策定し、令和 2 年 3 月に更新された「温泉資源の保護に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)について総点検を行うとともに、新たに盛り込むべき事項や観測・調査・解析方法等について専門的な詳細検討を行うため、有識者による検討会を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は以下の事項について、必要な検討を行う。

- (1) ガイドライン全般について(基本的な考え方)
- (2) 掘削等の原則禁止区域の設定、既存源泉からの距離規制、温泉の採取量に関する取扱い
- (3) 個別的許可判断のための影響調査等
- (4) 温泉資源保護のためのモニタリング
- (5) 公益侵害の類型
- (6) その他

(構成)

第 3 条 検討会は、専門知識を有する学識経験者及び行政担当者 7 名程度から構成される。なお、別途オブザーバーを指定することがある。

(運営)

第 4 条

- (1) 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。
- (2) 座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 座長は必要に応じて、委員以外の有識者に対し、検討会への出席を求められることができる。
- (4) 座長は、自らが検討会に出席できない場合、自らの代理人として、あらかじめ事務局の了解を得た別の委員を指名することができる。
- (5) 検討会は、オンライン併用で行う。行政担当者の検討委員が検討会に出席できない場合、自らの代理人として、あらかじめ事務局の了解を得た別の者を指名することができる。
- (6) 検討会は原則として公開とし、議事については議事概要を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省より委託を受けた公益財団法人中央温泉研究所が務める。

(その他)

第6条 上記に定めない事項で、検討会の運営に必要なものについては、随時検討会の中で協議する。

(附則)

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

検討委員名簿

(敬称略・50音順)

氏 名	所属機関・団体及び役職
あかがみ なおと 赤上 直人	群馬県健康福祉部薬務課 課長
いたでら かずひろ 板寺 一洋	神奈川県温泉地学研究所 専門研究員
こうけつ ひさし 交告 尚史	法政大学専門職大学院法務研究科 教授
さいとう まさき 斉藤 雅樹	東海大学人文学部 学部長・教授
しみず けいすけ 清水 恵介	日本大学法学部法律学科 教授
すずき たかひろ 鈴木 隆広	地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究 本部エネルギー・環境・地質研究所 資源エネルギー部 部長
すずき ひでかず 鈴木 秀和	駒澤大学文学部地理学科地域環境研究専攻 教授

オブザーバー

氏 名	所属機関・団体及び役職
さこだ とよあき 迫田 豊秋	鹿児島県保健福祉部生活衛生課 課長